



確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案に係るパブリックコメント手続きの開始について

2021年10月22日より11月20日まで、[「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」](#)として、パブリックコメント制度に基づく意見募集が行われております。

I. 概要

DCの拠出限度額を月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額とする政令が2024年12月に施行されることを受け、確定拠出年金法施行規則・確定給付企業年金法施行規則等について所要の規定の整備を行うものです。

II. 変更点・施行時期等

主な改正項目の概要は以下の通りです。なお、DB制度を実施する基金・事業主様において、何らかの対応が必要になると想定されるのは⑤～⑦です。

表題	概要
①加入者情報の通知	<p>○事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、各企業型年金加入者が他制度加入者（存続厚生年金基金の加入員を含む。以下同じ。）に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>○事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかにその旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p>
②他の事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出	<p>○企業型年金加入者は、自らが加入している企業型年金を実施している事業主（以下「企業型年金加入事業主」という。）以外の事業主に使用される場合であって、他制度加入者に該当するときは、速やかに、他制度掛金相当額等を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。</p> <p>○企業型年金加入者は、他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかに変更後の他制度掛金相当額等を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。</p>

③企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等	○企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者に係る他制度掛金額等を、企業型記録関連運営管理機関等のホームページにおいて当該企業型年金加入者が閲覧できる状態に置かなければならないこととする。
④個人型年金加入者の申出	○国民年金の第2号被保険者が個人型年金加入者となろうとするときは、国民年金基金連合会に対して、次に掲げる資格の有無を申し出るものとする。また、当該資格を取得した場合又は喪失した場合には、国民年金基金連合会に対して、その取得又は喪失した年月日等を記載した届出書を提出するものとする。 ①企業型年金加入者 ②他制度加入者 ③国家公務員共済組合の組合員 ④地方公務員等共済組合の組合員
⑤国民年金基金連合会への情報の提供	○確定給付企業年金の事業主等、石炭鉱業年金基金及び存続厚生年金基金は、毎月末日における他制度加入者に関する他制度掛金相当額等の情報を翌月末日までに、企業年金連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第3条第13号に規定する存続連合会を含む。）を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならないこととする。 ⇒ 2021年9月2日付年金ニュース でお伝えしたとおり、2024年12月から他制度掛金相当額等を企業年金プラットフォームで管理される見込みであるため、上記が規定される見込みです。
⑥企業年金基金の加入者の資格取得及び喪失情報の届出期限の見直し	○基金型企業年金（基金を設立して実施する確定給付企業年金をいう。）の事業主が企業年金基金に届け出なければならない加入者の資格取得又は喪失情報の届出期限について、当該資格取得又は喪失の日から30日以内としているところ、これを当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までとする。
⑦規約の変更に係る事業主への情報提供	○確定給付企業年金を実施する事業主の代表又は企業年金基金は、規約を変更しようとするときは、当該変更に係る確定給付企業年金の実施事業所の事業主へ、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならないこととする。

ほか、「その他所要の規定の整備を行い、改正政令の施行に伴う経過措置を設ける」とされています。

公布日は令和3年(2021年)12月予定とされています。

施行予定日は令和6年12月1日(一部の規定は令和4年(2022年)5月1日又は令和4年(2022年)10月1日(※))とされています。

(※)現時点で具体的な条文が明らかになっておらず、別途公表される見通しです。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081